

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発生日 局名	専決処分 年月日	損害賠償 の額	事件の概要
1	環境局	27.10.20	円 104,555	平成27年8月7日、多摩区三田4丁目4番地団地構内で、本市小型ごみ収集車が、前方から走行してきた被害者所有の普通トラックと擦れ違う際、一時停止した当該普通トラックに接触し、破損させたもの
2	環境局	27.10.25	円 108,000	平成27年8月29日、高津区千年854番地マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所のひさしに接触し、破損させたもの
3	環境局	27.12.7	円 110,160	平成27年8月22日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、切り返しをした際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
4	環境局	27.12.30	円 184,140	平成27年11月27日、中原区木月2丁目3番3号先路上で、本市小型ごみ収集車が、歩行者を避けようと右に寄った際、被害者所有の街灯に接触し、破損させたもの
5	健康福祉局	27.10.30	円 194,735	平成27年9月29日、川崎区宮本町3番地3先路上で、本市軽乗用車が、前方から走行してきた車両を避けようと後退した際、隣接する駐車場に駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの

6	港湾局	27. 11. 14	円 202, 851	平成27年10月23日、川崎区浮島町1番1号先路上で、本市軽ライトバンが、車線変更しようとした際、右側を走行していた被害者所有のタンクローリーに接触し、破損させたもの
7	消防局	28. 1. 5	円 353, 662	平成27年1月12日、宮前区神木本町3丁目4番36号先路上で、本市消防車が、停車しようとして左に寄った際、停車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
8	環境局	27. 12. 4	円 803, 185	平成27年9月24日、本市職員が、建物の解体工事に伴うアスベスト検査の際、当該検査の対象となる建物と被害者(ア)から(ウ)までが所有する建物とを誤認し、当該建物のひさしを破損させたもの
9	健康福祉局	28. 1. 12	円 7, 550	平成27年10月22日、高津区下作延6丁目31番17号有料老人ホーム内で、本市職員が、意思伝達装置をベッドに取り付けようとした際、当該装置が落下し、当該ベッドで横になっていた被害者を負傷させたもの
10	建設緑政局	27. 12. 11	円 79, 240	平成27年6月14日、多摩区长尾3丁目9番3号先路上で、蓋の設置されている側溝上を通行中の被害者が、当該側溝の蓋とともに落下し、負傷したもの
11	建設緑政局	27. 12. 18	円 94, 840	平成27年4月24日、久末大谷公園内で、遊んでいた被害者が、フェンスをつかんだ際、当該フェンスの破損箇所指を挟み、負傷したもの
12	宮前区役所	28. 1. 15	円 12, 128	平成27年10月27日、高津区久末703番地4介護老人保健施設駐輪場で、本市職員が、乗っていた自転車を倒し、駐車していた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
21	25.3.19	仮称溝口 駅南口地 下駐輪場 新築工事 及び仮称 溝口駅南 口地下駐 輪場新築 付帯工事	<p>横浜市中区本町4丁目 43番地</p> <p>戸田・森本・山根共同企 業体</p> <p>代表者 戸田建設株式会社 代表取締役社長 今井 雅則</p> <p>構成員 株式会社 森本組 代表取締役社長 平林 勉</p> <p>構成員 株式会社 山根工務店 代表取締役 山根 崇</p>	<p>契約金額 1,421,850,750 円</p>	<p>契約金額 1,422,940,920 円</p>	27.11.27	<p>地下駐輪 場の工事は 既存交通広 場を供用し ながらの施 工であるこ とから、施 工区域の切 替に伴う仮 設バスシェ ルター移設、 車道舗装等 の増工の必 要が生じた ことによる 増額の変更 を行うもの である。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
109	26.10.10	緊急消防 援助隊活 動拠点新 築工事	<p>川崎市川崎区桜本1丁目 12番1号</p> <p>野州・大川原・篠原共同 企業体</p> <p>代表者 野州工業株式会社 代表取締役 大島 裕和</p> <p>構成員 大川原建設株式会社 代表取締役 大川原 久</p> <p>構成員 篠原建設株式会社 代表取締役 篠原 さゆり</p>	<p>契約金額 864,000,000 円</p>	<p>契約金額 925,094,520 円</p>	28. 1.19	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に よる増額及 び耐震天井 の仕様変更 等による増 額の変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
153	26.12.17	大島住宅 新築工事	川崎市川崎区桜本1丁目 12番1号 野州・吉忠・大川原・篠 原共同企業体 代表者 野州工業株式会社 代表取締役 大島 裕和 構成員 株式会社 吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗 構成員 大川原建設株式会社 代表取締役 大川原 久 構成員 篠原建設株式会社 代表取締役 篠原 さゆり	契約金額 1,766,880,000 円	契約金額 1,804,430,520 円	28. 1.12	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは ない。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
154	26.12.17	有馬第2 ・久末住 宅新築第 1号工事	<p>川崎市川崎区本町2丁目 7番地1</p> <p>山根・露木・大場・佐田 共同企業体</p> <p>代表者 株式会社 山根工務店 代表取締役 山根 崇</p> <p>構成員 露木建設株式会社 代表取締役 露木 直義</p> <p>構成員 大場建設株式会社 代表取締役 大場 秀光</p> <p>構成員 佐田建設株式会社 代表取締役 佐田 正治</p>	<p>契約金額 1,544,400,000 円</p>	<p>契約金額 1,574,415,360 円</p>	28. 1.15	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは ない。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
155	26.12.17	南平住宅 新築第1 号工事	川崎市川崎区本町2丁目 7番地1 山根・露木共同企業体 代表者 株式会社 山根工務店 代表取締役 山根 崇 構成員 露木建設株式会社 代表取締役 露木 直義	契約金額 658,260,000 円	契約金額 673,216,920 円	27.12.25	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは ない。
156	26.12.17	中野島住 宅新築第 2号工事	川崎市中原区今井仲町2 番2号 興建・八木共同企業体 代表者 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男 構成員 株式会社 八木工務店 代表取締役 菊池 幸治	契約金額 993,124,800 円	契約金額 1,013,945,040 円	28.1.14	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは ない。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
157	26.12.17	中部リハビリテーションセンター新築工事	川崎市中原区今井仲町2番2号 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男	契約金額 744,120,000 円	契約金額 757,488,240 円	28.1.14	川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項までの規定による増額及び既存建物杭の撤去作業の追加等による増額の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
34	27.3.18	高石住宅 新築第1 号工事	川崎市幸区小倉3丁目 10番25号 ハヤカワ・正宗共同企業 体 代表者 株式会社 ハヤカワ 代表取締役 早川 祐樹 構成員 正宗産業株式会社 代表取締役 市川 洋治	契約金額 666,360,000 円	契約金額 683,121,600 円	28.1.14	平成27 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。ま た、建設敷 地内の当初 想定にない 場所で既存 市営住宅へ の給水装置 が見つかり、 その切り回 し工事を施 工する必要 が生じたこ とに伴う増 額の変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
35	27.3.18	五反田川 放水路放 流部函体 築造工事	東京都中央区京橋2丁目 16番1号 清水建設株式会社 取締役社長 宮本 洋一	完成期限 平成28年 3月15日	完成期限 平成28年 3月31日	28. 1. 19	国土交通 省京浜河川 事務所施工 の堤外水路 及び樋門の 工事との調 整に時間を 要したこと による工期 の延長を行 うものでは ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
109	27.7.2	久末小学校校舎改築その他工事	川崎市中原区丸子通1丁目640番地5 大山・沼田・村松共同企業体 代表者 株式会社 大山組 代表取締役 大山 浩司 構成員 沼田工業株式会社 代表取締役 沼田 順一郎 構成員 株式会社 村松工務店 代表取締役 村松 久	 契約金額 1,387,800,000 円	 契約金額 1,415,276,280 円	28. 1.19	平成27年度公共工事設計労務単価に係る特例措置により、所定の算出金額に増額変更を行うものである。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	27. 12. 28	** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料112,233円、延滞金及び平成27年9月20日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月13,000円の支払を求めるもの
2	28. 1. 6	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料471,126円、延滞金及び平成27年9月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月29,800円の支払を求めるもの
3	28. 1. 19	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料401,200円、延滞金及び平成27年9月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月51,800円の支払を求めるもの
4	28. 1. 6	** ** ** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告らに対し、当該市営住宅の明渡し並びに平成19年1月1日から平成27年9月12日までの当該市営住宅の使用料相当損害金109,260円及び同月13日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,900円の支払を求めるもの

5	28. 1. 6	** **	市営住宅を正当な理由がなく15日以上使用せず、本市の再三にわたる当該市営住宅の明渡しの要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び平成28年1月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月10,600円の支払を求めるもの
---	----------	-------	--

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	27. 11. 20	** **	左記の相手方は、646,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年12月から平成29年12月までの間は毎月25,000円、平成30年1月は21,200円に分割して支払うこととするもの